

ようこそ大田原へ 大田原市 転入手続きガイド

住民異動届（転入）のご案内⇒受付窓口：2F 市民課・各支所の総合窓口課

※住み始めた日から **14 日以内** に届出してください。

届出に必要なもの

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」（マイナンバーカードを用いた特例転出の方には、原則発行されません。）
- ・マイナンバーカード（持っている方のみ）
- ・「在留カード」、「特定在留カード」、「特別永住者証明書」または「特定特別永住者証明書」（外国人の方）

本人確認の説明 市役所では、手続きの際に本人確認をします。**本人確認書類の提示**をお願いします。

1 点で本人確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、

そのほか官公署発行の顔写真付きの証明書など

本人確認に 2 点必要なもの：資格確認書、介護保険証、年金手帳、顔写真付きの社員証、学生証など

代理人による手続きのご案内

- 代理人として来られた方も**本人確認が必要**です。
- 代理人の方が手続きできるかどうかは、手続き対象の方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- マイナンバーが必要な手続きは、手続き対象の方のマイナンバーを提示していただく場合があります。

「健康保険の資格がわかるもの」とは

- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書
- ・マイナポータルの資格情報

大田原市ホームページ（転入）

オンライン申請や各手続きの詳細は、
ホームページでご確認ください。



内側・裏面のチェックリストを確認してください。→

転入手続きチェックリスト

本人確認書類の提示をお願いします。

該当	完了	対象者	手続き内容	必要なもの	受付窓口
☐	☐	印鑑登録をされる方	印鑑登録の申請 ※本人確認できない場合や本人以外による申請の場合は即日交付できません。	・登録する印鑑 ・委任状（本人以外の方が手続きする場合）	2F 市民課★
☐	☐	マイナンバーカードを所有している方	継続利用の手続き ※転入後 90 日以内に継続利用の手続きを行わないとカードが失効します。 ※手続き内容により、マイナンバーカード以外の本人確認書類が必要です。	・マイナンバーカード	2F 市民課★
☐	☐	国民年金を受給している方	年金受取口座の変更（希望する場合） ※変更する金融機関でもお手続きできます。	・個人番号がわかるもの ・受給者の口座番号がわかるもの	2F 国保年金課
☐	☐	後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の交付	・負担区分証明書（他県からの転入の場合）	2F 国保年金課★
☐	☐	妊娠中で国民健康保険に加入者している方	国民健康保険税の産前産後期間の軽減	・母子健康手帳	2F 国保年金課★
☐	☐	犬を飼っている方	犬の転入	・前住所地で発行された鑑札	2F 生活環境課★
☐	☐	浄化槽を使用する方	浄化槽の使用	お問い合わせください。	2F 生活環境課
☐	☐	原付バイク・小型特殊自動車等を所有している方	車両の登録	・廃車申告受付書（廃車手続き未済の場合は、ナンバープレート及び標識交付証明書）	2F 税務課★
☐	☐	市内に固定資産を所有している方	納税通知書等の送付先の変更	・前住所が確認できるもの	2F 税務課★
☐	☐	障害の手帳をお持ちの方	住所変更等	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など	3F 福祉課★
☐	☐	自立支援医療を受給している方	住所変更等	・自立支援医療受給者証 ・特定疾病療養受療証（人工透析や抗免疫療法を受けている方） ・健康保険の資格がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの	3F 福祉課★

☐	☐	指定難病等の受給者証をお持ちの方	次の受給者証をお持ちの方は、難病患者等福祉手当の手続きがあります。 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療費受給者証 ・ 一般特定疾患医療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等医療費受給者証	・ 各種受給者証 ※県北健康福祉センターで受給者証の住所変更をする必要があります。 ・ 受給者の口座番号がわかるもの ※小児慢性の場合は保護者名義も可	3F 福祉課★
☐	☐	重度心身障害者の医療費助成の資格を持っていた方	重度心身障害者医療費助成の申請	・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など ・ 健康保険の資格がわかるもの ・ 受給者の口座番号がわかるもの	3F 福祉課★
☐	☐	保育園等を利用または希望している方	保育園等の入園等に関する相談	窓口でお問い合わせください。	3F 保育課
☐	☐	18 歳までのお子さんのいる世帯の方	児童手当の申請 ※公務員は勤務先でのお手続きとなりますが、窓口でご記入いただく書類があります。	・ 受給者の口座番号がわかるもの ・ マイナンバーがわかるもの ・ 健康保険の資格がわかるもの（親・子）	3F こども支援課★
			こども医療費助成の申請	・ 受給者の口座番号がわかるもの ・ 健康保険の資格がわかるもの（子）	3F こども支援課★
☐	☐	ひとり親世帯の方	児童扶養手当の相談・申請	・ 手当証書（新規の方を除く。） ・ マイナンバーがわかるもの（親・子・扶養義務者）	3F こども支援課
			ひとり親家庭医療費助成の相談・申請	・ 健康保険の資格がわかるもの（親・子） ・ 受給者の口座番号がわかるもの ・ 前住所地の受給資格者証（新規の方を除く。）	3F こども支援課
☐	☐	未就学児のいる世帯の方	健診状況及び予防接種の接種状況の確認	・ 母子健康手帳	3F こども支援課

※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

転入手続きチェックリスト続きます。

該当	完了	事項（対象者）	手続き内容	必要なもの	受付窓口
☐	☐	妊娠中の方	妊産婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳・転出先の妊産婦健康診査受診票	3F こども支援課
☐	☐		妊産婦医療費助成の申請	・母子健康手帳 ・健康保険の資格がわかるもの ・受給者の口座番号がわかるもの	3F こども支援課
☐	☐	市民健康診査を希望する方	市民健康診査の相談・予約	お問い合わせください。	3F 健康政策課
☐	☐	前住所地で介護保険被保険者証を持っていた方	介護保険の加入、要介護認定の相談	・受給資格証明書（お持ちの方）	3F 高齢者幸福課★
☐	☐	20歳を迎えた方	「はたちの集い」のご案内 ・地区ごとの撮影に参加せず、個別撮影を希望する場合	—	4F 生涯学習課
☐	☐	小・中学生がいる世帯の方	転校	お問い合わせください。	4F 学校教育課
☐	☐	水道を利用される方	水道の使用開始	—	5F 上下水道課

階	担当窓口と主な手続き内容		電話番号	階	担当窓口と主な手続き内容		電話番号
2F	市民課	住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカード	23-8752	2F	生活環境課	犬の登録、浄化槽の使用	23-8832
	国保年金課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度	23-8857		税務課	軽自動車税、市民税、固定資産税	23-8785
3F	福祉課	障害者手帳、自立支援、特児手当、難病支援	23-8921	3F	健康政策課	市民健康診査の相談・受診予約	23-7601
	保育課	保育園等の入園等の相談	23-8769		高齢者幸福課	介護保険、要介護認定	23-8678
	こども支援課	児童手当、各種医療費助成、母子手帳、ひとり親支援	23-8932	4F	学校教育課	小中学校の転校手続き、就学支援	23-3124
4F	生涯学習課	はたちの集い（成人式）の案内	23-2005	5F	上下水道課	水道の使用開始	23-8713

大田原市役所 〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

受付時間 午前9時～午後4時30分
（本庁舎のみ水曜日は午後7時まで）

市役所以外にも郵便局、金融機関等のお手続きがある場合がありますので、ご確認ください。

お問い合わせ
代表電話 0287-23-1111
湯津上支所 0287-98-2111
黒羽支所 0287-54-1112